

## 医師が記入した証明書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
インフルエンザ	症状がある期間(症状が出る 24 時間前から症状が出た後の 3 日程度が最も感染力が強い)	発症後 5 日(発熱した日を 0 日目とする)を経過し、かつ解熱後 3 日(解熱した日を 0 日目とする)を経過してから
麻疹(はしか)	症状が出る 1 日前から発疹がでた後 4 日後まで	解熱後 3 日(解熱した日を 0 日目とする)を経過してから
風疹	発疹ができる 7 日前から発疹が出た後 7 日くらい	発疹が消失してから
水痘(みずぼうそう)	発疹が出る 1~2 日前から発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	症状が出る 3 日前から耳下腺が腫れた後 4 日まで	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、目の充血などがみられる数日間	主な症状が消えて 2 日経過してから
流行性角膜炎(はやり目)	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が強い為、結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	症状がある間(ウイルスは便から数週~数ヶ月排泄される)	感染の恐れがないと認められた後
結核	痰から菌が出なくなるまで	感染の恐れがないと認められた後
百日咳	痰が出始めて 2 週間くらい(抗菌薬を服用しない場合、咳が出始めてから 3 週間を経過するまで)	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬治療が終了した後
腸管出血性大腸菌(0-157、0-26、0-111 等)	症状がある間(適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	症状が始まり、かつ抗菌薬治療終了し、48 時間をあけて連続 2 回検便によって、いずれも菌の陰性が確認された後
髄膜炎菌性髄膜炎	症状がある間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	感染の恐れがないと認められた後

●感染症が疑われる場合は、登園前に受診し、集団生活の不可を確認するようにしましょう

●区外での受診の際、登園基準が異なる例もあり、医師の許可があっても登園を見合わせていただくこともあります  
 ●この他伝染する病気については、「学校保健安全法」「保育園における感染症ガイドライン」の定めに準じます

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐ事はもちろん、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症について証明書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、**子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態となってからの登園**であるようにご配慮下さい。

主治医様

保育園名 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

上記の者について、感染のおそれがないと認められましたら、証明をお願い致します。

## 証明書

病名( )

上記の疾患による感染症のおそれがないと認めます。 令和 年 月 日

園長様

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_

## 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

(注) 罹患した感染症に○を記入してください

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日	抗菌薬を内服後24時間以上経過した後
RSウイルス感染症	症状が出てから通常3~8日 乳児では3~4週間続くことがある	症状が安定した後
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	症状が安定した後
ヘルパンギーナ	発症後数日間 便中には1か月程ウイルスが出続ける	解熱し、普段の食事がとれることを確認後
手足口病	発症後数日間 便中には1か月程ウイルスが出続ける	解熱し、普段の食事がとれることを確認後 めぐみ保育園：米粒大の水疱は登園不可
伝染性紅班（りんご病）	発疹出現前の1週間程度	全身状態が安定してから
ウイルス性胃腸炎 ノロ・ロタ・アデノウイルス	症状がある間と、症状消失後1週間程度 便中には数週間ウイルスが出続ける	主な症状が消え2日経過してから めぐみ保育園：普段の食事がとれ、普通便確認後
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発しん	発熱している間	解熱し、機嫌が良く全身状態が良くなつてから
伝染性膿瘍（とびひ）	効果的治療開始まで	皮膚が全て乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度になってから めぐみ保育園：覆える部分は覆って登園可。覆えない部分の場合は、乾燥するまで登園不可
アタマジラミ	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10~14日	駆除を開始後 ※毎日シーツは持ち帰り洗濯をお願いします

●感染症が疑われる場合は、登園前に受診し、集団生活の不可を確認するようにしましょう。

●区外での受診の際、登園基準が異なる例もあり、医師の許可があっても登園を見合わせていただくこともあります。

●この他伝染する病気については、「学校保健安全法」「保育園における感染症ガイドライン」の定めに準じます

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐ事はもちろん、一人一人の子どもが快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、保護者記入の登園届の提供をお願いします。なお、**保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。**

<保護者記入用>

### 登園届（保護者記入）

保育園長殿

児童氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 医療機関名 \_\_\_\_\_ において

病名 \_\_\_\_\_ と診断されました。

病状が回復しましたので、登園いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※登園後、症状が出ており園生活に適応できない場合は、お迎えをお願いする場合もありますのでご協力  
お願い致します。

主 治 医 殿

めぐみ保育園

園児氏名

生年月日： 年 月 日 生

上記の者が貴医にて加療中でしたが、伝染のおそれがないと認められましたら、証明をお願いいたします。

証 明 書

**病名：**

上記の疾患により加療中でしたが、伝染のおそれがないため登園を許可します。

年 月 日

園長殿

医院住所

電 話

医師氏名

(印)

(注)保護者の皆様へ

1. この証明書には医療費とは別に証明料が必要です。
2. この証明書は、豊島区医師会員のみが発行します。その他の医療機関にかかる場合は、証明料が異なる場合があります。